

## 釧路市不良空家等除却補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、適切に維持管理されていない、老朽化が著しい不良空家等の除却費用の一部を補助することにより、不良空家等の除却を促進し、もって市民が安全安心に暮らすことのできる生活環境を形成することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等で、概ね1年以上居住者がいないものをいう。
- (2) 不良空家等 空家等のうち、市が別に定める基準（以下「判定基準」という。）により不良住宅と判定されたものをいう。

### (補助の対象とする不良空家等)

第3条 この補助金の交付対象となる不良空家等は、釧路市内に位置し、次の各号に定める要件をすべて満たすものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りではない。

- (1) 次のいずれかに位置するものであること。
  - ア 市街化区域内
  - イ 旧住宅地造成事業に関する法律に定める地区
  - ウ 阿寒町旭町1～3丁目、阿寒町仲町1・2丁目、阿寒町富士見1～3丁目、阿寒町中央1～4丁目、阿寒町新町1・2丁目、阿寒町北町1～3丁目、阿寒町北新町1～3丁目、阿寒町阿寒湖温泉1～6丁目
  - エ 合併(平成17年10月11日の3市町の合併をいう。)前の音別町の区域のうち、建築基準法第22条に定める地区
- (2) 専用住宅、共同住宅、長屋住宅又は居住の用に供する部分が延べ面積の2分の1以上である併用住宅であること。
- (3) 所有権以外の権利が設定されていないものであること。
- (4) 補助を受ける目的で故意に破損させたものでないこと。
- (5) この要綱に定める補助事業以外に、国、地方公共団体等による他の補助金等の交付を受けていないものであること。

### (補助金の対象者)

第4条 補助金の対象者（以下「対象者」という。）は、次の各号に定める要件をすべて満たす個人とする。

- (1) 補助対象となる不良空家等の所有者であること。その者が共有者又は区分所有者のうちの1人である場合、他の共有者又は区分所有者すべての同意を得ていること。
- (2) 前号に規定する所有者が死亡している場合、所有者の相続人であり、他の相続人全員の同意を得ていること。
- (3) 釧路市税の未納がない者であること。

(4) 対象者及び対象者と同じ世帯の中に、この補助金を受けた者がいないこと。

(5) 釧路市暴力団排除条例（平成 24 年釧路市条例第 33 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員に該当しないこと

（補助対象とする除却工事）

第 5 条 補助金の交付対象とする除却工事は次の各号に定める要件をすべて満たす一の工事とする。

(1) 釧路市内に事務所若しくは事業所を有する法人又は市内に住所を有する個人が施工すること。

(2) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）別表第 1 に基づく建設業許可（土木工事業、建築工事業、解体工事業に限る）又は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に基づく北海道知事の解体工事業者登録を受けている事業者が施工すること。

(3) 不良空家等及び付属する門扉等の工作物をすべて除却し、更地とする工事であること。

2 前項第 3 号の規定にかかわらず、不良空家等が区分所有建築物の場合は、それぞれの区分所有者は、当該区分所有建築物のうち自己の専有部分の全部のみを除却する工事を行うことができる。この場合において、当該工事は、他の区分所有者の専有部分の復旧等、必要最小限の補修工事を含むものとしなければならない。

3 前項の場合においては、前条第 1 号に規定する同意及び第 8 条第 6 号に規定する宣誓書の提出を要しないものとする。

（補助金の額）

第 6 条 市長は、対象者のうち、必要と認めた者に対して予算の範囲内において補助金を交付することができる。

2 1 件当たりの補助金の額は、次に定める額のうちいずれか低い額とする。

(1) 除却工事費の 3 分の 1 以内の額（千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする）

(2) 国土交通大臣が定める除却工事費の 1 m<sup>2</sup>当たりの額に延べ床面積を乗じて得た額の 3 分の 1 以内の額（千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする）

(3) 500,000 円

（事前調査）

第 7 条 次条の補助金の交付申請を行おうとする者は、あらかじめ建築物事前調査申込書（様式 1）を市長に提出し、不良空家等の判定を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込書の提出があったときは、当該申込書に記載された建築物の現地調査を行い、不良空家等に該当するかどうかを判定し、建築物事前調査結果通知書（様式 2）により、申込者に通知するものとする。

（補助金交付申請）

第 8 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、住宅都市部長が年度ごとに定める申請受付期間内に、釧路市不良空家等除却補助金交付申請書（様式 3）に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

(1) 除却工事を施工する第 5 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する者が発行する除却費

用の内訳が明らかである見積書

- (2) 付近見取図、建物及び敷地の状況が分かる現況写真
- (3) 申請者世帯全部の住民票
- (4) 登記事項証明書（未登記である場合は、固定資産税所在証明書その他交付仮決定者が不良空家等の所有権を有することを証する書類）
- (5) 釧路市税の未納がないことが分かる書類
- (6) 所有者又は相続人が複数いる場合は全員の同意があることの宣誓書
- (7) 相続人が申請する場合は、相続関係が分かる戸籍謄本
- (8) その他市長が必要と認める書類

（補助金交付申請の変更）

第9条 申請者は、補助金交付申請の内容を変更するときは、釧路市不良空家等除却補助金交付申請書（様式3）に当該変更に係る書類を添付して市長に申請しなければならない。

（補助金交付申請の取り下げ）

第10条 申請者が申請を取り下げようとするときは、釧路市不良空家等除却補助金交付申請取下届（様式4）により、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。

（補助金交付決定）

第11条 市長は、第8条に規定する申請を受けたときは、当該申請内容の審査をし、補助金を交付すると決定したときは釧路市不良空家等除却補助金交付決定通知書（様式5）により、補助金を交付しないと決定したときは、釧路市不良空家等除却補助金を交付しない旨の通知書（様式6）により申請者に通知する。

2 市長は、前項の交付決定をする際に必要があるときは、補助金交付について条件を付することができる。

3 第1項の規定に基づく通知を行った後は、補助金交付決定額の増額はできないものとする。

（除却工事の着手）

第12条 当該補助事業の除却工事は、前条第1項の規定による交付決定後に着手するものでなければならない。

（補助金交付決定内容の変更）

第13条 第11条により補助金交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定を受けた補助事業の内容を変更するときは、釧路市不良空家等除却補助金交付決定変更申請書（様式7）に当該変更に係る書類を添付して市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、決定内容を釧路市不良空家等除却補助金交付決定変更通知書（様式8）又は釧路市不良空家等除却補助金を交付しない旨の通知書（様式6）により交付決定者に通知する。

（補助金交付決定の辞退）

第14条 交付決定者は、補助金交付決定を辞退するときは、釧路市不良空家等除却補助金交付決定辞退届（様式9）により、速やかに市長に届け出なければならない。

(完了報告)

第 15 条 交付決定者は、除却工事が完了したときは、釧路市不良空家等除却補助金完了報告書(様式 10) に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 除却工事の請負契約書等
- (2) 除却工事費の支払いを確認できる書類
- (3) 除却工事完了後の敷地の写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する報告書の提出は、補助金交付決定の日の属する年度の 2 月末日(休日)に当たる場合は、その翌日)までに提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 16 条 市長は、前条の報告があったときは、その内容の審査等を行い、補助金交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、釧路市不良空家等除却補助金交付確定通知書(様式 11)により、交付決定者に通知する。

(補助金の請求及び交付)

第 17 条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、釧路市不良空家等除却補助金請求書(様式 12)により、指定の期日までに市長に補助金の交付を請求しなければならない。

2 市長は前項による請求があったときは、交付決定者に対して補助金を交付する。

(交付決定の取消し)

第 18 条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に規定する要件に該当しなくなったとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に反したとき
- (4) この要綱に規定する期日までに書類の提出がないとき
- (5) 第 14 条の規定による届出があったとき
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める事由があったとき

2 市長は、前項の規定による取消を行うときは、釧路市不良空家等除却補助金交付決定取消通知書(様式 13)により交付決定者に通知する。

3 補助金の交付決定を取り消した場合に生じた損害について、市は一切の損害の責めを負わないものとする。

(補助金の返還)

第 19 条 市長は、前条第 1 項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(調査への協力)

第 20 条 交付決定者は、本補助事業に関し、市長が必要な調査等を行うときはこれに協力しなければならない。

2 市長は、前項の協力が得られない時は、第 18 条第 1 項第 6 号の規定により、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(書類の保存)

第 21 条 交付決定者は、本補助事業に関する書類を事業完了の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

(その他)

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 6 月 24 日から施行する。